

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 6) (法人住民税:義)(地方税 9)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ 拡充 ・ 延長 】	【 単独 ・主管・共管】
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>損害保険会社が、異常災害損失の補てんに充てるため、火災保険等※に係る正味収入保険料に積立率(本則積立率:2%、令和3年度までの経過措置:4%)を乗じて計算される額を異常危険準備金として積み立てたときに損金算入できる。</p> <p>また、正味収入保険料に洗替保証率(30%)を乗じて計算される額までを積み立てることができる。</p> <p>※火災保険等とは、火災・風水害・動産総合・建設工事・賠償責任・積荷・運送の各保険をいう。</p> <p>《要望の内容》</p> <p>積立率の経過措置分4%(令和3年度末までの経過措置)を8%に引き上げる(本則積立率は2%)とともに、経過措置の適用期限を延長すること及び洗替保証率を30%から40%に引き上げること。本則積立率適用残高率も同様。</p> <p>《関係条項》</p> <p>租税特別措置法 57 条の 5、租税特別措置法施行令 33 条の 2、租税特別措置法施行規則 21 条の 12</p>	
5	担当部局	金融庁企画市場局総務課保険企画室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和3年8月 分析対象期間:平成30年度～令和6年度	
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度創設 昭和28年度 ● 無税積立率の変遷 昭和28年度:10%、昭和32年度:7%、昭和51年度:5%、 昭和53年度:4%、昭和55年度:2%、 平成8年度:3%、 平成17年度:4%、 平成25年度:5%(残高率30%超の場合は2%)、 令和元年度:6%(残高率30%超の場合は2%) ● 洗替保証率の変遷 昭和28年度:100%(累積限度額)、 昭和36年度:50%(洗替保証率導入)、 昭和51年度:35%、平成8年度:34%、 平成14年度:32%、平成15年度:30% 	

8	適用又は延長期間	恒久措置
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠
		② 政策体系における政策目的の位置付け
		③ 達成目標及びその実現による寄与
10	有効性等	① 適用数
		② 適用額
		③ 減収額

《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》		
損害保険会社の経営の健全性を確保することにより、保険契約者に対し円滑かつ確実に保険金を支払うこと。		
損害保険会社は、発生の時期・規模の予測が困難な巨大自然災害に対しても、確実に保険金支払いを行うという社会的使命を担っており、平時において保険料の一定割合を異常危険準備金に積み立てることにより、保険金の支払原資（経営の健全性）を確保する必要がある。		
《政策目的の根拠》		
保険会社等は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。（保険業法第116条等）		
基本政策Ⅱ 利用者の保護と利用者利便の向上		
施策1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施		
《租税特別措置等により達成しようとする目標》		
損害保険会社が巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができるような水準として、36,034億円（正味収入保険料×1.6（大蔵省告示第232号（平成10年6月8日）に基づき各社が規定））まで、異常危険準備金を早期に積み立てること。		
《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》		
損害保険会社の健全性を確保するためには、巨大自然災害発生時においても保険金の支払いを円滑かつ確実に行うことができる必要がある。		

19社
※令和2年度において、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社

1,349億円
※令和2年度において、火災保険等を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の当期積立額

年度	国税	地方税
平成30年度	▲149億円 (711億円)	▲23億円 (108億円)
令和元年度	▲209億円 (317億円)	▲32億円 (48億円)
令和2年度	▲230億円 (257億円)	▲21億円 (23億円)

※1 カッコ内は各年度の取崩しに伴う益金算入による増収額。
 ※2 火災保険を引き受けており、異常危険準備金制度の適用を受けている損害保険会社の積立額に以下の税率を乗じて「減収額」を算出した。
 ※3 「国税」には法人税及び地方法人税の額を、「地方税」には法人住民税

		<p>(法人税割)の額を記載している。</p> <p>法人税【国税】の税率は、平成 30 年度以降:23.2%。</p> <p>地方法人税【国税】の税率(法人税額に乘じる)は、令和元年度まで:4.4%、令和 2 年度以降 10.3%</p> <p>法人住民税(法人税割)【地方税】の税率(法人税額に乘じる)は、平成 30 年度:15.92%、令和元年度:15.94%、令和 2 年度:10.05%(日本損害保険協会加盟会社全社の実効税率)。</p> <p>巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後 10 年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると収減とはならない。</p>
	<p>④ 効果</p>	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>令和2年度末の異常危険準備金積立残高(無税分)は、多発する台風や集中豪雨等により、1,652 億円(積立残高率:正味収入保険料の 7.3%)となっており、平成 30 年度からの増加額は 331 億円、積立残高率の上昇幅は+0.9%にとどまり、依然として枯渇に近い水準となっている。</p> <p>経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高は、36,034 億円(正味収入保険料×1.6)であり、令和2年度末の残高からすると、いつ発生するか予測ができない巨大自然災害に備えるため、準備金残高を早急に回復させる必要がある。</p> <p>過去、無税積立率が 2%(昭和 55~平成 7 年度)ないし 3%(平成 8~16 年度)であった時期においては、平成 3 年度の台風 19 号襲来時、平成 16 年度の複数の台風襲来時に大きく取崩しを行い、巨大自然災害に対する準備金としての一定の機能を果たしてきた。</p> <p>さらに、自然災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、無税積立率は平成 25 年度には 5%、令和元年度には 6%へ引き上げられ、多発する台風や集中豪雨に際して、その準備金としての機能を果たしている。</p> <p>このように、自然災害が激甚化・頻発化する中で、制度の意義は大きくなっているが、現状を見ると、大幅な取崩しを行ったことにより積立残高率は依然として 7.3%と低い水準であり、今後の巨大自然災害の発生に対応するために、残高を早急に回復させる必要が生じている。</p> <p>なお、洗替保証率(30%)については、一定程度の無税積立残高を確保することにより、巨大自然災害が発生した場合においても課税所得を安定させる効果が期待されるものである。</p> <p>現行制度の 30%(業界全体で 6,000 億円レベル)については、平成 3 年度の台風 19 号、平成 16 年度の複数の台風、平成 23 年度の複数の災害、平成 30 年度の台風 21 号、令和元年度の台風 19 号への保険金支払いを考慮すれば、十分とは言えない状況となっている。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>令和2年度末の積立残高 1,652 億円(積立残高率 7.3%)に対して、仮に期間を限定する形で令和4年度~6年度に 10%で積み立てた場合、令和6年度末の積立残高[*]は、2,760 億円(積立残高率 12.3%)程度と予測され、経営の健全性の観点から必要とされる異常危険準備金の積立残高 36,034 億円(正味収入保険料×1.6)とは大きく乖離している。</p> <p>平成 30 年度以降も巨大自然災害が頻発し、巨大自然災害の再発生も予断を許さない状況にあるなか、異常危険準備金の積立が充分</p>

			<p>に行われない状況が継続すると、損害保険会社の財政基盤が著しく毀損するリスク、ひいては保険契約者に適正な保険金を支払うことができなくなるリスクが高くなる。</p> <p>※令和6年度の積立残高は、令和4年度から6年度まで①10%で積立、②各年の正味収入保険料は既に決定されている料率引上げ効果等を織り込み、③損害率(支払保険金÷正味収入保険料)は直近10年の傾向値(61.2%)を横置き(これ以上災害が悪化しない前提)し、加えて料率引上げによる損害率の改善効果を織り込み、④損害率50%を超える部分を取崩額と仮定を置いて算出。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>異常危険準備金を積み立てることにより、平成3年度、平成16年度、平成23年度、平成26年度といった巨大自然災害が頻発した年度においても、また、平成30年度以降の自然災害が更に激甚化・頻発化している状況においても、保険金支払いを確実なものとしており、準備金積立時における一時的な税収減を是認する効果があったものと考えられる。</p> <p>なお、巨大自然災害による保険金支払いのための積立金の取崩額や積立後10年を経過した積立金は、益金に算入されることから、長い期間でみると税収減とはならない。</p> <p>また、本措置により保険金を円滑に一般企業等に支払うことは、巨大自然災害時における税収減をカバーするなど、被災した国民の生活の再建、早期安定化に寄与するとともに、わが国の経済社会の発展に資するものである。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>異常危険準備金の積立額の一部について損金算入を可能とする本措置は、損害保険会社等の早期・計画的な異常危険準備金の積立に寄与するものであり、安定的な納税を確保するためにも本措置は妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>異常危険準備金については、保険業法に基づき、各事業年度の積立に係る最低限の義務付けを行っているが、必要な積立残高に早期に達するためには、より積極的な積立を行っていくことが必要であることから、本措置による支援が必要である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>全国各地で生じる巨大自然災害に対し、被災者の生活及び経済活動の復旧に必要となる円滑かつ確実な保険金の支払いに資するものであることから、地方公共団体が一定の協力を行うことは妥当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成30年8月(H30金融01)